

## 1 住居確保給付金とは

離職・廃業又は休業等での収入減収により、経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失う恐れのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住宅の確保と就職に向けた支援を行います。

## 2 対象者（概要）

次の1) から8) の全てに該当する方。

- 1) 住宅を失った、または失うおそれがある。
- 2) 離職・廃業の日から2年以内、又は、休業等により収入が減収し、離職・廃業と同程度の状況にある。
- 3) 離職等の前に、世帯の生計を主に維持していた。
- 4) ハローワーク等に求職申込を行い、求職活動を行う、または行っている。あるいは、経営相談先に相談申込みを行い、自立に向けた活動を行う。または行っている。
- 5) 申請者の世帯の収入の合計が、収入基準額以下である。（※1）
- 6) 申請者の世帯の金融資産（預貯金及び現金、債券、株式、投資信託）の合計が、一定額以下である。（※2）
- 7) 申請者及びその世帯員が暴力団員ではない。

**（※1）収入基準額＝① 基準額＋② 家賃相当額**

世帯人数	① 基準額	② 家賃相当額	上限額（参考）
1人世帯	81,000円	32,000円	113,000円
2人世帯	123,000円	38,000円	161,000円
3人世帯	157,000円	41,100円	198,100円
4人世帯	194,000円		235,100円
5人世帯	232,000円		273,100円
6人世帯	269,000円	45,000円	314,000円
7人世帯以上	306,000円	49,300円	355,300円

**（※2）金融資産の額＝**

**預貯金・現金、債券、株式、  
投資信託の合計**

世帯人数	金融資産額
1人世帯	486,000円以下
2人世帯	738,000円以下
3人世帯	942,000円以下
4人世帯以上	1,000,000円以下

## 3 支給方法・支給額

■支給額 家賃相当額（次の表の額を上限とする。）

世帯人数	上限額
1人世帯	32,000円
2人世帯	38,000円
3～5人世帯	41,100円
6人世帯	45,000円
7人世帯以上	49,300円

■支給方法 春日市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます。

■計算方法 家賃額－(収入－基準額)＝支給額

例1)1人世帯、家賃額36,000円、収入100,000円の場合

36,000円－(100,000円－81,000円)＝17,000円 **支給額は17,000円**

例2)1人世帯、家賃額55,000円、収入100,000円の場合

55,000円－(100,000円－81,000円)＝36,000円 **支給額は32,000円(上限額)**

※収入とは給与収入(総支給額-交通費支給額)、事業収入(経費を差し引いた額)、年金、手当、仕送り等の合計です。

## 4 支給期間

原則3カ月(一定の条件を満たせば、※最大9カ月まで受給できます。)

## 5 支給期間中の求職活動等

支給期間中は、原則として次のいずれか、及び、暮らしサポート「よりそい」の作成するプランに基づいた求職活動等を行うことが必要です。

### [① 公共職業安定所等での求職活動を行う人]

- 1) 毎月2回以上、ハローワーク又は、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口からの職業相談を受けること
- 2) 毎月4回以上、暮らしサポート「よりそい」での就労に関する面談等を受けること
- 3) 原則、週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること

### [② 自立に向けた活動を行う人]

- 1) 毎月1回以上、経営相談先の面談等を受けること
- 2) 毎月4回以上、暮らしサポート「よりそい」の自立に関する面談等を受けること
- 3) 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと

## 6 その他

- 申請から1ヶ月以内に必要書類が揃わない場合、申請が却下されます。
- 住宅確保に必要な敷金や当面の生活費等は、社会福祉協議会が実施する貸付事業の活用も可能です。  
(住居確保給付金とは利用するための要件が異なります。)
- 過失や虚偽の申請等により給付金を不適正に受給した場合、給付金を返還していただきます。

## 7 問合せ・申請先

### 生活困窮者自立相談支援窓口暮らしサポート「よりそい」

春日市昇町3丁目101番地、春日市社会福祉センター1階

電話:092-515-2098

FAX:092-581-7258

受付時間:月～金曜日の午前8時30分～午後5時まで

(祝日・年末年始を除く) ※土曜・日曜は要相談

